○厚生労働省告示第二百九十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第二号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
尚絅大学生活科学部栄養科学科食品衛生コース 熊本県熊本市九品寺二丁目六番七十八号	平成十八年三月十三日
岐阜医療科学大学保健科学部衛生技術学科 岐阜県関市市平賀字長峰七百九十五番地の一	平成十九年二月十六日
東京薬科大学生命科学部生命医科学科 東京都八王子市堀之内千四百三十二番地一	平成二十五年一月二十五日
帝京平成大学健康メディカル学部健康栄養学科 東京都豊島区東池袋二丁目五十一番四号	平成二十五年二月五日
関西医療大学保健医療学部臨床検査学科食品衛生コース 大阪府泉南郡熊取町若葉二丁目十一番一号	
香川県立保健医療大学医保健医療学部臨床検査学科 香川県高松市牟礼町原二百八十一番地一	平成二十五年二月七日
宇都宮大学農学部応用生命化学科 栃木県宇都宮市峰町二百五十	平成二十五年二月十四日
広島国際学院大学工学部食農バイオ・リサイクル学科 広島県広島市安芸区中野六丁目二十番一号	平成二十五年三月十一日
福山大学生命工学部海洋生物科学科食品衛生コース 広島県福山市東村町字三蔵九百八十五番地のニ	
福山大学生命工学部生物工学科食品衛生コース 広島県福山市東村町字三蔵九百八十五番地のニ	
県立広島大学人間文化学部健康科学科 広島県広島市南区宇品東一丁目二番七十一号	
吉備国際大学地域創世農学部地域創世農学科食品衛生課程 兵庫県南あわじ市志知佐礼尾三百七十番一	平成二十五年三月十五日
東洋大学食環境科学部食環境科学科スポーツ・食品機能専攻 群馬県邑楽郡板倉町泉野一丁目一番一号	平成二十五年三月十八日
東洋大学食環境科学部健康栄養学科 群馬県邑楽郡板倉町泉野一丁目一番一号	
東洋大学食環境科学部食環境科学科フードサイエンス専攻 群馬県邑楽郡板倉町泉野一丁目一番一号	
北見工業大学工学部バイオ環境化学科 北海道北見市公園町百六十五番地	平成二十五年三月二十一日

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８１号

宮城県栗原市一迫真坂字鶴町210番地　市営鶴町住宅Ａ－２号

債務者　千葉かね子

1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで

仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第８２号

宮城県大崎市三本木南谷地字西浦18番地　県営住宅２－１号、従前の住所宮城県大崎市古川稲葉字土手内98番地　コスモヒルズ１－Ｂ号

債務者　浦山　久美

1　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで

仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２４号

福井県小浜市遠敷６丁目701番地の３

債務者　樫田　晃久

1　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで

福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第４１号

山口県柳井市柳井1436番地２

債務者　行常智姫こと　ＹＵＭ　ＭＡＬＳＯＯ　Ｎ廉末順

1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで

山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１３９号

青森市西滝２丁目15番43号　第一大豊荘101号

債務者　大川　勇誠

1　決定年月日時　平成25年８月22日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで

青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号

青森県五所川原市大字七ツ館字虫流50番地23、住民票上の住所青森県西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形151番地

債務者　長谷川琢磨

1　決定年月日時　平成25年８月22日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで

青森地方裁判所五所川原支部破産係